
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第2回：財産の状況を確認してみよう

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

1. 必要な対策を見つけるために

相続の課題と対策

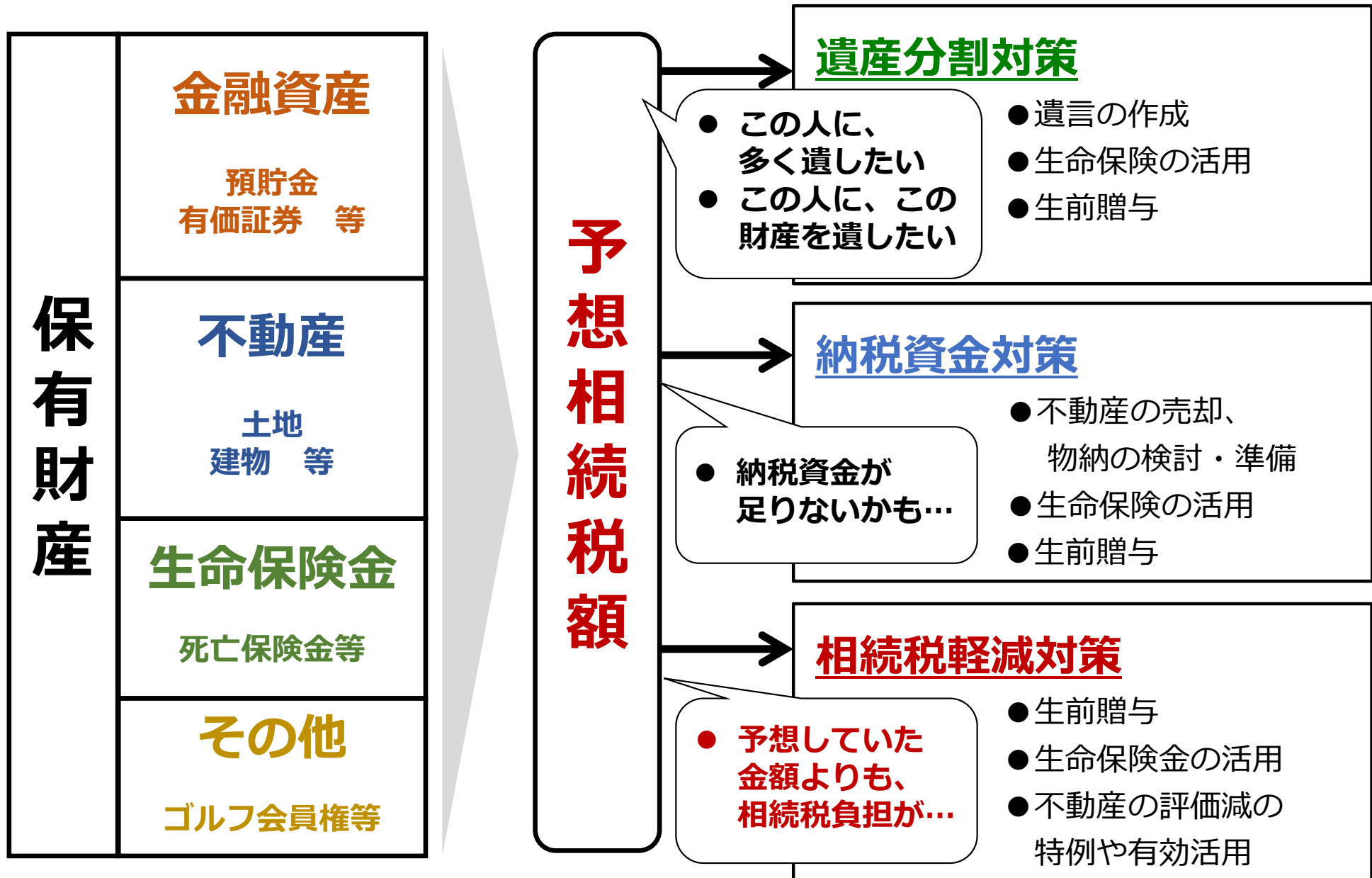
1. 財産の分け方とその手続き
2. 相続税の納税資金の準備
3. 相続税の納税負担

自分にはどのような対策が必要なのか？



【財産の棚卸し：保有財産と予想相続税額】

2. 財産の棚卸し：保有財産と予想相続税額



3. 相続税ってどのくらい？

相続人が配偶者と子の場合

子供の数	1人	2人
正味遺産額 (基礎控除前)		
5千万円	40	10
1億円	385	315
1億5千万円	920	748
2億円	1,670	1,350

相続人が子のみの場合

子供の数	1人	2人
正味遺産額 (基礎控除前)		
5千万円	160	80
1億円	1,220	770
1億5千万円	2,860	1,840
2億円	4,860	3,340

○単位：万円。相続財産は法定相続人が法定相続割合により取得したものと仮定しています。配偶者の税額軽減を適用後の金額を表示しています。

【当資料の利用に関する注意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング(株)(以下「弊社」)が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング(株)が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【東海東京証券の概要】

商号等：東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会